

平成 29 年度

野洲市こどもの家持続ある運営を考える委員会

調査検討事項

野洲市こども課

H29.6.23

1. 第1回委員会の振り返り等について

①. 第1回委員会の振り返り……5月22日（月）

④. 運営方法

第1回 委員会資料 抜粋

項 目	内 容	備 考
利用日	毎土曜日 ただし、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日までに係る土曜日は除く。	・ 基本保育の利用日と同様
利用時間	8:30～18:00	・ 早朝保育(7:30～)、夜間延長(～19:00)は実施しない。
利用期間及び単位	基本保育(通年・季節)を申込みした期間、かつ、月単位	・ 月額延長保育の利用と同様 ・ 単発で利用は実施しない。(保育料2,000円/月は単発扱いと同様)
保育形態	合同保育(2施設で実施(1～4支援単位/施設))	
申込関係	利用を希望する月の初日の14日前までに所定の様式で申込み ただし、その日が閉庁日であった場合は、前日の開庁日までに申し込む。	・ 途中入所と同様
保育料	保育料は原則日割り不可、減免関係は非適用 ただし、利用月の利用可能日が1日の場合には、保育料を1/2とする。	・ 日割りは、原則、季節保育(冬)のみ対応 ・ オプション保育であることから兄弟・所得減免は非適用
昼食及び間食(おやつ)	昼食及び間食は持参 間食は一定金額以下に限る。	・ 事務的な負担の軽減
指導員	各施設に所長級指導員を1名以上、かつ、基準どおりの職員数による保育の実施(シフト制)	
その他	送迎は保護者等が必須	

⑤. 課題等

項 目	内 容	備 考
保育関係	1) 合同保育による保育の質の維持が必要となる。（児童特性の把握が難しくなる。） 2) 運動場や体育館などの遊びのスペースの確保が必要となる。 3) 合同保育に対応した保育メニューの作成が必要となる。 4) 児童に係る情報共有を図る必要がある。	
送迎関係	1) イベント等とブッキングする場合が考えられることから駐車場不足が懸念される。 2) 各施設のローカルルールの周知徹底を行う必要がある。 3) 送迎距離が遠くなることから、交通手段が限られた方への対応が課題となる。また、お迎えの遅延が懸念される。	
施設及び設備関係	1) 荷物 BOX 等の設備関係の追加が必要な場合がある。 2) 開所する施設だけが負担となる。（施錠や開錠に伴う鍵の引渡しなど）	
指導員関係	1) 土曜日開所に向けた人員確保が大きな課題である。特別支援児童に対応する指導員の確保が課題である。	
その他	1) 保護者の負担が増える。（保育料の増）	

【意見等】

- 朝・夕の延長がないとせつかくの制度として使えないのではないかな。
- 料金（4,400 円/月）は高くても仕方がないのではないかな。
- 事業費に係る収支の精度を高めることで利用者負担額（保育料）はもう少し低く設定できるのではないかな。
- アンケートでは子どもの声を聞いていないのではないかな。
- 現場の指導員の声も確認する必要がある。
- 食物アレルギー等を考慮し、おやつの持参は賛成である。
- 土曜日の保育は一日となることから、体育館や運動場等の使用について検討する必要がある。

- 開所施設を選定する場合（学区統合する場合）には、保護者の通勤等も考慮する必要がある。
- 特別支援児に対しては十分な配慮が必要である。

②．野洲市学童保育所運営協議会（運営主体者）からの主な意見等について……5月26日（金）

- 特別支援児のなかには、環境が変わることにより大きく心が乱れる子どもがいるため、十分な配慮が必要である。
- そもそも学童保育所は労働等により保護者が昼間家庭にいない小学生に対し、放課後等に安心・安全な居場所を提供するための施設であることから、土曜日保育の開所にあたっては、利用者の必要性を厳格にするべきである。
- 土曜日の保育は一日となることから、体育館や運動場等の使用について検討する必要がある。
- 年度末及び年度初めは学年が上がることによりクラス替えが発生し、更に土曜日開所となると現実的に部屋の準備が困難である。
- 受入れ体制を整えるためにも、利用定員を設ける必要がある。

③．野洲市学童保育連絡協議会（保護者会）からの主な意見等について……6月10日（土）

- 広域的な合同保育により、送迎時間が増えることが予想されることも踏まえ、延長保育（朝及び夜間）は必要である。
- 延長保育を緊急延長単位で実施された場合、緊急延長の料金が3,000円/月（朝及び夜間を毎週利用された場合）を超えることとなり、保護者負担が大きいと考える。
- 土曜日保育の料金については、延長の利用の有無にかかわらず、7:30から19:00までを定額としてはどうか。
- 兄弟が同時に利用した場合には、世帯の負担が大きいことから、兄弟減免等について考慮する必要がある。
- 2週間前の申込みでは、突然の出張等で利用したい場合には利用できない場合がある。

④．指定管理基本協定第 10 条に基づく協議での主な意見等について……6月8日（木）、6月16日（金）

- 定員（通年おおむね80人、季節おおむね120人）を設けることにより、効率的な運営が可能となる。
- また、1施設での合同保育であれば、柔軟な指導員の配置を図ることが可能である。そうしたなか、延長保育についても、対応できると考える。
- 土曜日保育の利用にあっては、「就労証明書」等で利用の必要性について厳格に取り扱いする必要があるのではないか。
- 現状でも、指導員を確保するのに苦慮していることから、新たな指導員の確保について課題がある。
- 特別支援児の対応については、情報共有等を図っていくことで対応可能である。
- 土曜保育の申込みについては、利用者数の把握や児童情報の共有等の考慮すると、2週間程度は必要である。

2. 土曜日保育のスキーム（案）について

①. 項目毎の具現化（案）

項 目	内 容	備 考
①利用日	毎土曜日	・ ただし、国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日並びに 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までに係る土曜日及び 3 月 31 日の土曜日は除く。
②利用時間	基本保育 8 : 30～18 : 00 (延長オプション 7 : 30～19 : 00)	・ 早朝保育（7:30～）、夜間保育（～19:00）は延長保育として実施する。
③利用期間及び単位	基本保育（通年・季節）を申込みした期間、かつ、月単位	・ 月額延長保育の利用と同様の取扱いとする。 ・ 臨時的（単発）ニーズは他事業の対応とする。
④保育形態	合同保育（1 施設で実施（1～3 支援単位））	・ 変動する利用者に対し、柔軟に対応できる体制とする。 ・ 開所施設は、利用者の通勤等に配慮した施設（野洲又は北野）とする。
⑤利用定員	おおむね 40 人/支援（最大 3 支援単位） ※最大利用定員 通年期間おおむね 80 人、季節期間おおむね 120 人	・ 変動する利用者に対し、対応可能な範囲とする。
⑥申込関係	利用を希望する月の初日の 14 日前までに所定の様式で申込み ただし、その日が閉庁日であった場合は、前日の開庁日とする。	・ 申込みルールは基本保育と同様とする。 ・ 学童保育所の主旨に鑑み、真に必要なとする方のみの利用とする。（就労証明書の添付）

⑦保育料	2,500 円/月 ただし、季節保育を利用している場合には、8月夏を除いて、 1,250 円/月 とする。	・ 季節保育の4月・7月・12月・1月・3月は利用可能日が概ね1回/月程度でることから、月額保育料の1/2とする。 ・ 保育料 2,500 円/月はおおむね基本保育料（4,400 円/月）から算出した半額分とし、アンケート調査における利用頻度 1～2 回/月に対応した額とする。 ・ 兄弟・所得減免等は、基本保育と同様との取扱いとする。
⑧延長保育料	月額延長保育料 1 時間当たり 500 円/月 （早朝延長の場合は 30 分当たり 250 円/月） 緊急延長保育料 400 円/時間 （早朝延長の場合は 200 円/30 分）	・ 延長保育は月額延長保育と緊急延長保育を実施する。 ・ 月額延長保育料のうち、季節保育の4月・7月・12月・1月・3月は利用可能日が概ね1回/月程度でることから、月額保育料の1/2とする。 ・ 緊急延長保育料は、従前の制度における料金とする。
⑨昼食及び 間食（おやつ）	昼食及び間食は持参	・ 間食は運営主体が定める一定金額以下に限るものとする。
⑩指導員	施設に所長級指導員を1名以上、かつ、基準どおりの職員数による保育の実施（シフト制）	
⑪その他	運営主体は次のことを実施する。 ① 合同保育を行うにあたっては、利用児童の情報共有を図り、通常保育と同様の保育の実現に努めること。特に特別支援児の対応については細やかな対応に努めること。 ② 保育活動にあたっては、隣接小学校や地域住民と連携を図り、通常保育と同様な保育を図れるよう努めること。 保護者は次のことに努める。 ① 送迎は保護者等が行うこと。 ② 合同保育に協力をする。	

②. 年間事業費の再試算

項目	80～120 人/日利用の場合				備考
	保育料 4,400 円/月	保育料 3,000 円/月	保育料 2,500 円/月	保育料 2,000 円/月	
開所施設数	1 施設 (2～3 支援単位)	1 施設 (2～3 支援単位)	1 施設 (2～3 支援単位)	1 施設 (2～3 支援単位)	・ 通年 2 支援単位、季節 3 支援単位で試算
人件費	5,640 千円	5,640 千円	5,640 千円	5,640 千円	・ 質の高い保育等の実施をするため、常勤指導員 2 名/支援単位を必須としています。 ・ また、延長保育は 1 支援での運営予定で算出しています。
光熱水費 及び通信費	89 千円	89 千円	89 千円	89 千円	・ H28 年度実績より年間費用を算出しています。
事務費	500 千円	500 千円	500 千円	500 千円	・ 登録賦課システム料として計上しています。
小計 (A)	6,229 千円	6,229 千円	6,229 千円	6,229 千円	
保育料	4,272 千円	2,913 千円	2,427 千円	1,942 千円	・ 120 人 (通年 80 人、季節 40 人) で算出しています。
延長保育料	217 千円	217 千円	217 千円	217 千円	・ 月額延長保育料として算出しています。
小計 (B)	4,489 千円	3,130 千円	2,644 千円	2,159 千円	
市税負担割合 (A - B) / A	27.9%	49.8%	57.6%	65.3%	